別添１

軽井沢町宿泊税活用検討会議設置要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、軽井沢町における宿泊税の有効な活用方法及び使途に関する検討を行うため、軽井沢町宿泊税活用検討会議（以下「検討会議」という。）を設置することについて必要な事項を定めるものとする。

（検討内容）

第２条　検討する事項は、次の内容とする。

⑴　宿泊税の有効な活用方法に関すること。

⑵　宿泊税の使途に関すること。

⑶　その他町長が必要と認めること。

（組織）

第３条　検討会議は、委員12人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

⑴　観光事業者団体の代表者

⑵　商工事業者団体の代表者

⑶　宿泊事業者団体の代表者

⑷　交通事業者団体の代表者

⑸　自治会の長で構成する団体の代表者

⑹　学識経験者

⑺　公募による者

⑻　行政関係者

⑼　その他町長が必要と認める者

（任期）

第４条　委員の任期は、委嘱の日から２年間とする。

（委員長）

第５条　検討会議に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

２　委員長は、検討会議を代表し、会務を総理する。

３　委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

（会議）

第６条　検討会議は委員長が招集し、これを進行するものとする。

２　検討会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め意見を聴くことができる。

（代理出席）

第７条　第３条第１号から第５条までに掲げる者である委員が、事故その他のやむを得ない理由により会議に出席できないときは、当該団体における代表者の職務を代理する者を代理人として検討会議に出席させることができる。

（庶務）

第８条　検討会議の庶務は、観光経済課観光商工係及び税務課地域振興税係において処理する。

（委任）

第９条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和７年８月７日から施行する。